

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第13号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年12月24日 08時13分ごろ
発生場所	香川県坂出市坂出港第2区 坂出港西防波堤灯台から真方位052° 1,930m付近 (概位 北緯34° 20.5′ 東経133° 52.0′)
事故等調査の経過	平成26年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	セメント専用船 北斗丸 ^{ほくと} 、5,730トン 141417、第一中央船舶株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	左舷側船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、セメント約7,573tを積み、船首約7.05m、船尾約7.24mの喫水により、坂出港第2区の着岸予定岸壁北東方沖の検疫錨地で錨を揚げ、船長が、操船を行い、船首に3人及び船尾に2人を配置し、三等航海士を見張り及び機関操作に、甲板手を操舵にそれぞれ充て、約6ノットの対地速力で同区を南西進中、船首方向に3隻の錨泊船を認めたので、錨泊船の南側に向けて航行したところ、平成25年12月24日08時13分ごろ綾川河口付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、船長が運航者及び海上保安庁に連絡し、上げ潮期に自力離礁した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長は、船橋前面の中央で操船に当たり、右舷側に設置されたECDIS画面を時折見ながら、岸壁との距離を目測し、航行していた。 船長は、綾川の河口付近の岸壁から約0.2海里（M）の浅所を知っており、海図に赤ペンで浅所をマークしていたが、本事故当時、船首方の錨泊船に注意を向け、船位の確認を行っていなかった。 本船は、レーダーを1.5Mレンジとして使用していた。 船長は、海図で水路の水深及び潮汐の事前調査を行っていた。
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、坂出港を南西進中、船長が、船首方に認めた3隻の錨泊船の南側に向け、岸壁との距離を目測して航行していたことから、綾川河口付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、坂出港を南西進中、船長が、船首方に認めた3隻の錨泊船の南側に向け、岸壁との距離を目測して航行していたため、綾川河口付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本事故後、乗組員に対して入港前にミーティングを行い、浅所等の情報を共有すること、及び避険線の設定を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅所を避ける場合は、方位線及びレーダーの距離による避険線の設定を行うこと。 ・ 船長は、適切に浅所等の情報が得られるように乗組員と情報を共有し、また、乗組員を指導すること。